

公益社団法人 日本速記協会
役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本速記協会(以下、「この法人」という。)の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週に3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤役員及び業務の執行に当たる非常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の常勤役員のうち理事に対する報酬は、別表第1に掲げる「常勤役員報酬総額」で定める金額の範囲内で、理事会によって決議された額とする。
- 2 常勤役員のうち監事に対する報酬は、別表第1に掲げる「常勤役員報酬総額」で定める金額の範囲内で、監事の協議によって決定した額とする。
 - 3 業務の執行に当たる非常勤理事に対する報酬は、別表第2に掲げる「非常勤理事報酬総額」で定める金額の範囲内で、理事会によって決議された額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会及び総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人日本速記協会の設立登記のあった日から施行する。

別表第1 常勤役員の年間報酬総額 1,000,000 円

別表第2 非常勤理事の年間報酬総額 1,000,000 円